

徳山ポートビルの上屋使用料（事務所）の改定について

令和3年1月18日

1 改定内容

徳山ポートビルの建て替えに伴い、山口県港湾施設管理条例により知事に委任された当該施設使用料の範囲内決定額を、下記のとおり改定します。

2 施行期日

令和3年2月20日

記

上屋使用料（事務所）

(1) 航送船関係事務所

条例 1月1平方メートルにつき 1,910円の範囲内で知事が定める額
範囲内決定額

(現行)

上屋の名称	1月1平方メートルにつき
徳山ポートビル	1,339円

→

(改定後)

上屋の名称	1月1平方メートルにつき
徳山ポートビル	1,910円

(2) その他の事務所

条例 1月1平方メートルにつき 2,540円の範囲内で知事が定める額
範囲内決定額

(現行)

上屋の名称	1月1平方メートルにつき
徳山ポートビル	1,939円

→

(改定後)

上屋の名称	1月1平方メートルにつき
徳山ポートビル	2,540円

※「航送船関係事務所」とは、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業に係る事務所（食堂及び売店を含む。）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する港湾運送事業に係る事務所をいい、「その他の事務所」とは、これらの事務所以外の事務所をいう。